

宿泊約款

本約款の運用

第一条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

宿泊引き受けの拒否

第二条 当館は、次の場合宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

氏名等の名告

第三条 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。
- (2) その他当館が必要と認めた事項。

予約金

第四条 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間が3日をこえる場合は3日間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還いたします。

予約の解除

第五条 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表により、違約金を申し受けません。

- 2 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第一項の違約金はいただきません。

※宿泊約定・第五条の別表（違約金）

取消料率							
当日・不泊	100%	前日	50%	2日前	30%	3日前	無料

(注) ◇%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

◇御連泊の場合、契約日数の短縮につきましても、上記の通りの違約金を申し受けます。

◇予約の人数が減った場合の取消料も上記の表に準じます。

第六条 当館の他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第二条第三項から第六条までに該当することになったとき。
- (2) 第三条第一項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第四条第一項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還いたします。

宿泊の登録

第七条 宿泊者には、宿泊日当日当館のフロントにおいて次の事項を当館に登録していただきます。

- (1) 第三条第一項の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当館が必要と認めた事項

チェックイン・チェックアウトタイム

第八条 宿泊者が当館の客室にお入りいただく時刻（チェックインタイム）は午後二時とします。宿泊者が当館の客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前十時とします。

- 2 当館は前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。

利用規則の遵守

第九条 宿泊者は当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第十条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第二条第三項から第六条までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

宿泊の責任

第十三条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントにおいての宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

- (1) 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一、又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
- (2) 貴重品は備え付けの金庫にお入れになるか、フロントへ直接お預けください。

あじろ磯舟ホテル